

危険物安全週間が始まります

平成30年6月3日（日）～6月9日（土）

この度、東京消防庁予防部危険物課から非常用発電設備に関する事故2件について、情報提供がございましたのでご紹介いたします。

非常用発電設備の事故防止について



東京消防庁予防部危険物課

1 はじめに

東日本大震災以降、震災時等の電力確保のために非常用発電設備を設置するケースが増えていています。非常用発電設備は、災害時等に使用することから、平常時から点検等を怠らないようにしましょう。

2 中間免震層に設置された非常用発電設備の煙道用免震継手が焼損した火災

新築工事中の高層建築物の中間免震層において、一般取扱所である非常用発電設備の煙道で当該免震層を貫通する部分に設置された煙道用免震継手が焼損しました。

出火原因は、当該免震継手の製造メーカーから製造を委託された業者が、製作図どおりに製造しなかったため、耐火性能が不十分となり、非常用発電設備を試運転した際に生じた排気熱により、当該免震継手が焼損したものです。



写真1 焼損した煙道用免震継手



写真2 焼損した免震継手内部の状況

3 高層建築物の屋上に設置された非常用発電設備から多量の危険物が流出した事故

高層建築物の屋上に設置された非常用発電設備（少量危険物貯蔵取扱所）において、非常用発電設備と燃料タンクを繋ぐ燃料送油配管が破断し、燃料タンク内のA重油約1,500Lが屋上に流出した事故です。

この非常用発電設備は防振架台上に設置されており、この防振架台の揺れによる変位を吸収するため、燃料送油配管の非常用発電設備との接合部直近に緩衝装置（可撓管継手）が設置されていました。しかしながら、当該緩衝装置の機能を阻害する位置に配管を支持するブロックが設けられていたため、非常用発電設備が強風で防震台上を移動した際に燃料送油配管が破断したものです。

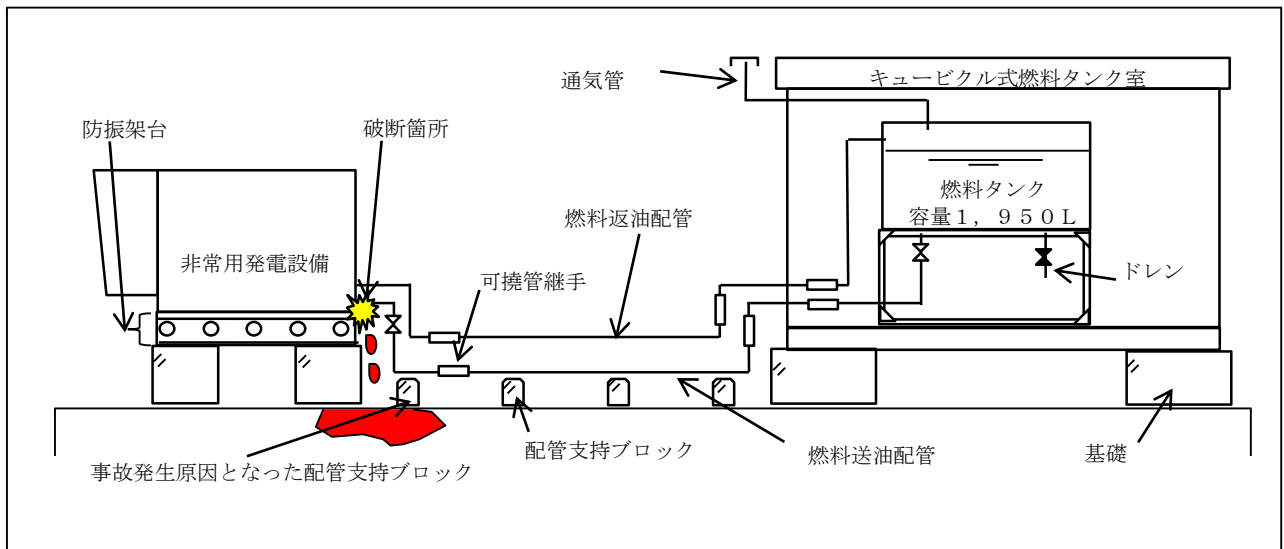


図1 流出事故が発生した屋上発電設備の概略図

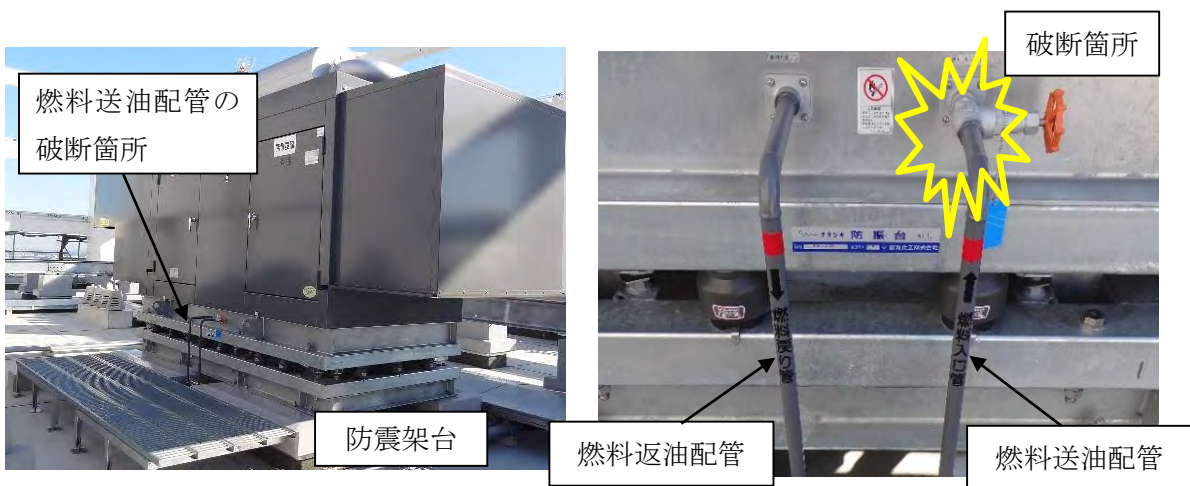


写真3 流出事故が起きた屋上発電設備（事故発生前）

写真4 燃料配管の破断箇所（事故発生前）

4 おわりに

非常用発電設備には、震災後に運転し電力を供給する役割があります。非常用発電設備からの出火、地震等の揺れによる危険物配管の損傷等により発電が止まると事業に重大な影響を及ぼしかねません。

設置工事を行う業者の皆様は、安全側に立った設計・施工をしていただくとともに、設置した事業所の皆様は、非常用発電設備の適正な維持管理を徹底してください。危険物安全週間の機会にぜひ施設・設備の再点検を行っていただくようお願いします。

**炎は一瞬で燃え広がります。
身近な危険物に注意しましょう。**

**知っておこう
くらしの中の危険物**

平成30年度危険物安全標語（作者 鈴木 太佳雄さん 羽村市在勤）

- 消毒用アルコールは火気の近くで使用しない
- 灯油は涼しい場所に保管する
- マニキュアやアロマオイルの近くで火を使用しない
- 容器の劣化破損を点検する

危険物安全週間 平成30年6月3日(日)~9日(土)

東京消防庁  
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp> 2320-300501

6月3日（日）から6月9日（土）は危険物安全週間です